

地域及び経済の活性化について

— 地域主権推進、地域活性化、規制改革、公共サービス改革、公正取引委員会 —

平成 22 年 1 月 29 日
内閣府副大臣 大塚耕平

日本全体の活性化、地域及び経済の活性化のために様々な分野の改革が必要となる中、担務となっている、①地域主権推進、②地域活性化、③規制改革、④公共サービス改革、⑤公正取引委員会等に関する諸施策の現状と今後の対応方針を整理すると、以下のとおり。

これらの 5 担務は相互に関連していることから、そうした関連性に留意し、また、国家戦略室、行政刷新会議との連携を図りつつ、今後の対応を進める。

1. 地域主権推進

- ・ 地域主権戦略会議がスタートしたことから、いわゆる「地域主権改革推進一括法案」、「国と地方の協議の場法案」の策定、国会提出を図る。
- ・ 一括交付金の検討を含む「地域主権戦略大綱（仮称）」の策定。

2. 地域活性化

- ・ 法令 4 業務（特区、都市再生、中心市街地活性化、地域再生）等を所管する地域活性化統合事務局自身の「活性化」を図り、業務運営体制を刷新する。
- ・ 今般、地域活性化統合事務局のこれまでの対応の総括（概要は別紙参照＜詳細については後日公表予定＞）を終えたことから、早急に新体制への移行を検討、実施するとともに、地域主権戦略室と連携して地域活性化を推進する。なお、新体制、及び地域主権戦略室との連携については、昨年 12 月 28 日の原口大臣からの指示に基づき、現在、鋭意検討中。
- ・ 地域活性化統合事務局は、中央側ではなく、地方側に立った業務運営を行うことを徹底し、地方からの総合的な相談に応じられる「ワンストップ拠点」として機能強化を図る。

3. 規制改革

- ・ 地域活性化統合事務局の特区業務との連携を強める。そのために、「総合特区制度」等、全国的な規制改革につながる仕組みを検討する。

- ・ 行政刷新会議の下に新たに設置されることになった分科会を中心に、「規制仕分け」等を実施すること等を検討する。

4. 公共サービス改革

- ・ 公共サービス改革に対しては各省庁とも総じて消極姿勢。
- ・ 過去の官民競争入札・民間競争入札の落札状況（受注先変更等の実態）を精査するとともに、今後の対象事業の抽出方法等について新たな基準等を検討する。

5. 公正取引委員会

- ・ 公正取引委員会の諸業務や独占禁止法の適用除外措置（航空法、農業協同組合法等）等が、地域及び経済の活性化に資する対応となっているかどうかの検証を行う。
- ・ 独占禁止法改正案（審判制度の廃止等）の策定、国会提出を図る。

以 上